

第五十八号議案

江戸川区立くすのきカルチャーセンター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月六日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区立くすのきカルチャーセンター条例の一部を改正する条例
 江戸川区立くすのきカルチャーセンター条例（昭和五十二年四月江戸川区条例
 第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「熟年者の」を「高齢者の」に、「熟年者福祉」を「高齢者福祉」に
 改め、同条の表江戸川区立小松川くすのきカルチャーセンターの項を削る。
 第三条第二項中「、江戸川区立小松川くすのきカルチャーセンター」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

公共施設の再編整備を図るため、江戸川区立小松川くすのきカルチャーセンタ
 ーを廃止するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。